

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立総合老人福祉センター（尼崎市東難波町4-9-25）			
主な事業内容	・生活相談、健康相談に関する事業 ・健康の増進、教養の向上及び社会参加の推進、介護予防に関する事業			
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	指定期間	H31. 4. 1～R6. 3. 31	
施設所管課	健康福祉局 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美	

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者の福祉の向上、社会参加の促進を図る					
施設のありたい姿	高齢者が健康で明るい生活を営むため、介護予防や社会参加の支援拠点として充実させること。					
指標	利用者数（人）					
目標	対前年の利用者の増	R1(H31)	R2	R3(見込)	R4(見込)	R5(見込)
		26,075	16,106	20,000	25,000	—

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	A
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

・講座利用者に対するアンケートの実施のほか、老人福祉センター（総合・4園）の利用者に対する生活状況に関するアンケートを実施し、利用者の日常生活や困りごとなど状況把握に努めた。

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間・参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染防止対策を講じながら事業を継続することができた。

<課題>

・コロナ禍の影響により、外出を控えている利用者に対し、施設利用や事業の参加等を促す取組が必要である。
・高齢者の社会参加の促進を図る必要がある。

<課題に対する改善の方向性>

・今後もコロナ禍以前のように、事業を実施することは困難であると思われるが、感染予防対策を徹底し施設運営をしていること等、安心感をもってもらえるよう、広く高齢者に周知することで利用の促進を図る。
・これまでの健康増進や介護予防等の取組に加え、魅力ある施設となるよう、社会参加の支援拠点としてさらなる充実を図っていく。

指定管理者の所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

・今年度は、新型コロナウイルスの影響で利用者数の制限を行ったため、利用者の足が一時期遠のいたが、感染予防対策を徹底しながら事業を継続して行った結果、かなりの方が事業に参加して下さるようになった。今後とも安心して利用いただけるよう感染対策を講じた上で、参加しやすい事業を展開し、利用者のフレイル予防に努めていきたい。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

・市とは担当者を中心に感染予防対策、実施事業についてきめ細かく打ち合わせを行うことができ、安心して運営することができた。また、施設の保守管理についても市が優先順位をつけて行うことで、利用者にとって快適な状態で施設サービスを提供できた。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

・施設運営に当たっては引き続き、市と指定管理者との協議、情報共有を密にし、施設の設置目的に則り利用者サービスの向上を図っていく。
・高齢者の社会参加の支援拠点として充実できるよう、市と指定管理者、相互に調査、情報交換等を行いながら、その方策について検討していく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (A)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立老人福祉センター（鶴の巣園、千代木園、福喜園、和楽園 / 尼崎市東園田町6-9-2 ほか）			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談、健康相談に関する事業 健康の増進、教養の向上及び社会参加の推進、介護予防に関する事業 			
指定管理者名	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会	指定期間	H31. 4. 1～R6. 3. 31	
施設所管課	健康福祉局 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美	

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者の福祉の向上、社会参加の促進を図る					
施設のありたい姿	高齢者が健康で明るい生活を営むため、介護予防や社会参加の支援拠点として充実させること。					
指標	利用者数（人）					
目標	対前年の利用者の増	R1(H31)	R2	R3(見込)	R4(見込)	R5(見込)
		240,608	65,502	100,000	150,000	—

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	市民等の参画	施設運営や取組の実施に際して、市民や利用者の参画が得られたか。	B
	事業の効果	指定管理者が実施した事業に効果があったか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
	パートナーシップ	市と指定管理者とがパートナーシップの下、協働して取り組んだか。	A
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	A
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。

※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

・講座利用者に対するアンケートの実施のほか、老人福祉センター（総合・4園）の利用者に対する生活状況に関するアンケートを実施し、コロナ禍の中での利用者の日常生活や困りごとなどの状況の把握に努めた。

4. 総評

施設所管課の所見

<実績・成果>

・新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間・参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染防止対策を講じながら事業を継続することができた。

・入浴事業については、利用者から再開を望む声も多いが、3密を回避することが難しく、休止を継続している。

<課題>

・コロナ禍の影響により、外出を控えている利用者に対し、施設利用や事業の参加等を促す取組が必要である。

・入浴事業については、再開に当たっての判断基準等が必要である。

・効果的な健康づくり、介護予防の取組の充実が必要である。

<課題に対する改善の方向性>

・今後もコロナ禍以前のように、事業を実施することは困難であると思われるが、感染予防対策を徹底し施設運営をしていること等、安心感をもってもらえるよう、広く高齢者に周知することで利用の促進を図る。

・入浴事業の再開に当たっては、本市の感染状況や他都市の動向等を踏まえ、検討していく。

・介護予防・フレイル対策の推進にあたり、「運動」「栄養」など特色ある施設運営ができるよう機能の充実を図っていく。

指定管理者からの所見

<事業実施や施設管理を振り返って>

・新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を行ったため、利用者の人数制限や、実施事業について一定制限を設けたことにより利用者の減少があったが、地道に事業を展開したことにより緩やかではあるが利用者が増加した。

また、利用者からの再開が望まれる入浴事業についても、社会情勢が落ち着き以前の生活が取り戻せたらいつでも再開できるよう入浴設備のメンテナンスにも努めている。

<市とのパートナーシップ(協働)を振り返って>

・担当の高齢介護課とは密接に連携ができており、事業実施についても協議を重ね実施できた。

・また、ほとんどの施設が古く、修理必要個所や、市の施設の統廃合により廃園予定の園もあるが、市の協力により必要な保守を行うことができ、廃園予定園についても閉園最後の日まで利用者に満足してもらえる施設状況が保てることに感謝している。

双方の意見を踏まえた今後の方向性

・施設運営に当たっては引き続き、市と指定管理者との協議、情報共有を密にし、施設の設置目的に則り利用者サービスの向上を図っていく。

・また、福喜園、千代木園は(仮称)健康ふれあい体育館へ機能転換することから、その進捗や事業構築等に当たっても、指定管理者と連携して実施していく。

・残る2園についても、これまでの取組に加え、「栄養(食・口腔)」など特色をもった事業運営に向け、市と指定管理者と連携して検討を行っていく。

令和2年度 指定管理者制度モニタリング評価表

令和3年3月31日現在 (B)

1. 施設概要

施設名	尼崎市立老人福祉工場（第2老人福祉工場：尼崎市立花町3-10-13、第3老人福祉工場：尼崎市久々知2-28-5）		
主な事業内容	高齢者に対し、労働の場を提供するとともに、市民に向けた利用促進のためのパンフレット等の作成等、様々な関係機関へ周知し、連携を行いながら、高齢者の積極的な社会参加や就労促進を図る。		
指定管理者名	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター	指定期間	H29. 4. 1～R4. 3. 31
施設所管課	健康福祉局 福祉部 高齢介護課	所属長名	友弘 真由美

2. 目標・指標

施設の設置目的	高齢者に対し、労働の場を提供することにより、高齢者の生きがいを高め、その福祉の増進に寄与する。					
施設のありたい姿	高齢者が就労を通じて社会参加をすることで、健康増進、生きがいつくり、仲間づくりにつなげていくこと。					
指標	利用者数（人）					
目標	利用者数の増加	H29	H30	R1(H31)	R2	R3(見込)
		—	5,909	5,602	2,074	4,000

3. 各項目における評価

項目		説明	評価
有効性	指定事業の実施	協定書や仕様書に定められた取組ができたか。	B
	自主事業の実施	指定管理者の提案による利用者満足度向上等ための自主事業を実施できたか。	B
	利用者ニーズの把握	利用者のニーズを把握し、事業実施や新たな取組に生かすことができているか。	B
	目標の達成度	施設における目標の達成度はどうだったか。	B
効率性	施設の保守管理	施設の保守、破損等の修繕を適正に実施できたか。	B
	経費削減・環境配慮の取組	経費削減や環境配慮につながる取組を実施しているか。	B
	利用率向上の取組	利用者増や収入増につながる取組を実施しているか。	B
	施設の経営状況	施設における経営状況が適正であるか。	B
	接遇・サービス	利用者に対する接遇やサービスが良かったか。	B
適正性	法令遵守	施設の管理運営や設備点検などが、法令等に沿って適正に実施されているか。	適正
	指定管理者の経営状況	指定管理を行っている事業者本体の経営状況が適正であるか。	適正
	危機管理	事故防止の安全対策や防犯・防災対策が適切にとられているか。	適正
	備品・文書管理	備品や施設の管理運営を行う上で生じた文書等を適切に管理しているか。	適正
	従事者の育成	従事者に対する育成や研修が十分に実施されているか。	適正

評価の凡例 S・・・特に優れている。A・・・優れている。B・・・標準である。C・・・改善が必要である。
※適正性については、「適正」もしくは「改善要」のどちらかで評価する。

<評価する上で参考となるデータ、実績など>

- ・利用者アンケートの結果では、健康づくりや仲間づくりなどを就労目的とする意見が多い。
- ・緊急事態宣言中の休業と受注件数の影響により、請負金額も減少することとなった。

4. 総評

成果	指定管理者の所見
緊急事態宣言による休業や受注の減少により、満身に就業できない中でも、感染予防対策を講じ、請け負った業務は確実に作業ができています。	コロナ禍で受注が減少したことにより、利用者の就業にも影響を受けているが、退会することなく継続して従事している。また、新規利用者の募集等も予定どおりに実施できなかった。
課題	今後の対策
・コロナ禍の影響で、受注件数が減少し、また、利用者を増やす取組も困難であった。	令和3年度末の指定管理期間終了にあわせて、現行の老人福祉工場の事業を見直すことから、現指定管理者との協議を進めるとともに、事業転換の際には、現利用者を円滑に新規事業へ移行する必要がある。